
公害健康被害補償制度の在り方について (遺族補償費関連)

令和 8 年 8 月 27 日
大臣官房環境保健部企画課 保健業務室

■ 公害健康被害の補償等に関する法律（概要）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「公健法」という。）は、公害健康被害の特殊性に鑑み、**汚染原因者負担等を前提とし、民事責任を踏まえ、公害健康被害者を迅速かつ公正に保護**するため、昭和48年に制定（昭和49年9月に施行）。

補償等の対象者

次のいずれかの指定地域に一定期間在住し、一定の疾病（指定疾病）にかかっているとして、申請に基づき、指定地域の都道府県知事等が認定した者

（旧）第一種地域：
相当範囲の著しい大気汚染による気管支ぜん息等の疾病が多発している地域（四日市、東京19区等41地域が指定されたが、昭和63年に全て解除）

第二種地域：
水俣病、イタイイタイ病等の原因物質との因果関係が明らかな疾病が多発している地域



補償給付の種類

- 一 療養の給付及び療養費
- 二 障害補償費
- 三 **遺族補償費**
- 四 遺族補償一時金
- 五 児童補償手当
- 六 療養手当
- 七 葬祭料

遺族補償費について

- 遺族補償費は、**被認定者が認定疾病に起因して死亡した場合**に、その損害を填補するために遺族の請求に基づき支給される。
- **被認定者の死亡の当時**（又は認定の申請の当時）に**その者によって生計を維持していた一定範囲の遺族が支給を受けることができる**。
- 遺族補償費の要件を満たす遺族がいなかった場合には、遺族補償費に代わり遺族補償一時金が支給される。

■ 検討経緯

- 公健法の遺族補償費については、法制定当時、労働者の労働能力の損失に対して補償を行う労働者災害補償保険制度の考え方を参考にして策定が行われた。
- 今般、**労働者災害補償保険法**（以下「労災法」という。）の**改正法が公布**（令和8年7月17日）され、**遺族補償年金の受給権者の年齢要件が撤廃される等**の措置が講じられることとなった。（令和9年4月1日施行）
- 労災法の改正、就業構造の変化や働き方の多様化、公健法の制度趣旨を踏まえ、**制度上の所要の措置（遺族補償費を受け取ることができる遺族の範囲の見直し）**について検討することとした。

■ 制度上の措置（案）

- 公健法では、労災法と同様に、遺族補償費を受け取ることができる配偶者については**夫の場合と妻の場合で支給要件（年齢要件）が異なっている**。公健法は、「**60歳以上**」という**年齢要件**が規定されている（下表参照）。
- この要件については、公健法の補償給付制度の創設時から、
 - ・ 被認定者の逸失利益と遺族固有の精神的損害が填補されるか
 - ・ 破壊された遺族の生活が回復されるかという観点から、**通常自ら独立して生計を営み得る年齢の層の者を除外**しているところ。
- 他方、現在においては、**近年の女性の労働参加の進展、更なる就労構造の変化**を受けて、夫の場合と妻の場合の支給要件の差異に合理的な理由を見出すことが困難になりつつある。
- したがって、**公健法の遺族補償費についても労災法と同様に、夫に課された年齢要件を撤廃する必要がある**と考えられる。

現行の範囲		措置（案）後の範囲
①妻又は 60歳以上の夫 ②60歳以上又は18歳未満の子 ③60歳以上の父母 ④60歳以上又は18歳未満の孫 ⑤60歳以上の祖父母 ⑥60歳以上又は18歳未満の兄弟姉妹	➡	① 配偶者 ②60歳以上又は18歳未満の子 ③60歳以上の父母 ④60歳以上又は18歳未満の孫 ⑤60歳以上の祖父母 ⑥60歳以上又は18歳未満の兄弟姉妹